

サービスの選択とその向上のために

●事業者・施設を自由に選択し、サービスの向上を図ります

支援費制度では、どの施設に入るのかや、どこのホームヘルパーに来てもらうかを、あなたが選ぶことができます。

施設や事業者は、あなたに選んでもらえるように、良いサービスをしようと努力します。

支援費制度は、このようにして、障害のある人が使うサービスをより良いものにしていこうとするものです。

もしも、あなたがどの施設に行ったら

良いか分からなかったり、どこのヘルパーに来てもらったら良いか迷ったときは、市町村の窓口でよく相談してください。



質問

サービスを選ぶときに、事業者や施設のことはどのようにして知ることができますか？

こた 答え

事業者や施設のことは、市町村の窓口で聞くことができます。また、インターネットで社会福祉・医療事業団のワム・ネットというホームページを見てもわかります。

支援費制度の対象となるサービス(1)

●支援費制度で利用できるサービス

支援費制度では施設に入ったり、施設に通ったりする施設サービスと、自宅での生活の手伝いを受けたり、デイサービ

スセンターに通うなどの居宅サービスが利用できます。

ちてきしょうがい ひと りょう 知的障害のある人が利用できるサービス

●利用できる施設サービス

ちてきしょうがいしゃせいしそつ 知的障害者更生施設

地域で生活するために必要な訓練や作業をするところです。

ちてきしょうがいしゃつうきりょう 知的障害者通勤寮

自立した生活を目指して職員の助けを借りながら共同で生活するところです。

ちてきしょうがいしゃじゅさんしそつ 知的障害者授産施設

仕事ができるようになるための訓練を受けるところです。

こくりつ 国立コロニー

重い障害のある人が訓練や作業をするところです。

●利用できる居宅サービス

ホームヘルプサービス

ホームヘルパーが、家庭を訪問して、掃除や洗濯、食事の用意などをお手伝いします。

ショートステイ

家族が病気になったときなどに、施設を利用するものです。

デイサービス

デイサービスセンターに通って、作業をしたりお風呂に入ったりすることができます。

グループホーム

世話人の助けを受けながら、アパートなどで共同生活するものです。

